

## 告訴状（４）逮捕

警察・検察は、裁判所に踏み込んで裁判官などを逮捕することを躊躇すると思いますが、裁判所と裁判官なども、公務所と公務員でしかありません。

そして、現時点で次の刑法犯であり、またその容疑が掛かっています。

- ✓ 刑法第 60 条【共同正犯】
- ✓ 刑法第 61 条【教唆】
- ✓ 刑法第 62 条【幫助】
- ✓ 刑法第 65 条【身分犯の共犯】
- ✓ 刑法第 77 条【内乱】
- ✓ 刑法第 95 条【公務執行妨害及び職務強要】
- ✓ 刑法第 104 条【証拠隠滅等】
- ✓ 刑法第 155 条【公文書偽造等】
- ✓ 刑法第 156 条【虚偽公文書作成等】
- ✓ 刑法第 158 条【偽造公文書行使等】
- ✓ 刑法第 169 条【偽証】
- ✓ 刑法第 193 条【公務員職権濫用】
- 刑法第 197 条【収賄、受託収賄、及び事前収賄】
- 刑法第 197 条の 2【第三者供賄】
- 刑法第 197 条の 3【加重収賄及び事後収賄】
- 刑法第 198 条【贈賄】
- 刑法第 199 条【殺人】
- ✓ 刑法第 204 条【傷害】
- ✓ 刑法第 247 条【背任】
- ✓ 刑法第 263 条【信書隠匿】

## 1. ドミノ倒しと、高松高等裁判所が裁判の三審制度を破壊していたことの説明

1. 高松地方裁判所（312号裁判官）の誘導尋問が物証で証明されている以上、
  - A) 高松高等裁判所が、312号裁判官の誘導尋問を隠蔽したこと。
  - B) 312号被告合議体が、偽証を隠蔽したこと。
  - C) 高松高等裁判所と312号被告合議体が共謀したこと。
  - D) これらは確定しており、ドミノは倒れています。
2. 高松高等裁判所は、最高裁判所への上告受理申立を却下しています。
3. 高松高等裁判所は、高松地方裁判所の調書改竄／誘導尋問を隠蔽しており、高等裁判所の不正は最高裁判所への妨害も事前実行したことになりますが、実際に上告受理申立を却下したので、その理由を問わず最高裁判所への上告を妨害した犯罪、つまり裁判の三審制を破壊したことも成立しています。

## 2. 現行犯

1. 裁判官も人間、腐敗して墮落するのは当然です。
2. 「交通事故後のドライブ」＝「轢き逃げ」その概念がありませんでした。
  - (ア)犯罪が発生したら・・・
  - (イ)犯罪の認知、捜査、逮捕、取調べ、立件（起訴状の作成など（犯罪事実、罪名、罰条）、起訴（公訴の提起）、裁判、こういう手順だと思います。
  - (ウ)その最初の「犯罪の認知」を警察はできませんでした。
1. 当時と同じ証拠1～4で、312号裁判官が高松地方裁判所で誘導尋問をしたことと【平田介在説】を捏造したことなどを立証できます。そのままなので立証というほどでもなく、単なる現行犯です。
2. 添付資料の通りに、東京高等裁判所が、東京地方裁判所の裁判官が誘導尋問をしたとして判決を破棄したので、3年前の警察の思い込みは消えました。①裁判官が誘導尋問をしたこと②それにより判決を破棄した③判例ができました。  
312号裁判官を、逮捕・起訴・有罪にする道筋は完成しています。任意出頭

ではなく、逮捕で構いません。

3. 高松高等裁判所も現行犯です。高松地方裁判所（312号裁判官）判決言渡後に調書改竄は発覚しました。高松北警察署／高松高等裁判所／徳島地方裁判所あるいは東京地方裁判所、この3つが事実上の第1審です。
4. 調書改竄が消滅していることは、高松高等裁判所が隠蔽した事実そのものです。判決状が物証です。高松高等裁判所の裁判官を3人とも逮捕して「高松地方裁判所の判決言渡後に発覚した調書改竄が、なぜ高松高等裁判所が消滅している？」このことを説明させるだけです。隠蔽したのですから説明できません。
5. 主犯格の裁判官4人を、組織犯罪と計画犯罪で、すぐに逮捕できます。

### 3. 3年前の説明

警察は、【調書の違い】つまり証拠1～4が異なることを説明できていません。

警察は、その説明か、裁判官逮捕か、二者択一をしなければなりません。

### 4. 警察が二度目の刑事告訴を保留にしたら

1. 312号裁判官に対する、単純な1か0かの誘導尋問事件が簡易裁判所に民事提訴され、簡易裁判所の裁判官に判定は困難で、なおかつ判例があるので誘導尋問になり、もはや裁判所と裁判官も隠蔽することは不可能。
2. そうして312号裁判官に対する誘導尋問の判決を添えて、三度刑事告訴をすることになる。

### 5. どうしても警察が動かなければ

1. 簡易裁判所に提訴したとして。簡易裁判所の裁判官1人では司法犯罪疑獄を処理できるとは思えない。
2. 地方裁判所に提訴したとして。裁判官3人の合議体だとしても、被告／被疑者は裁判官5人そのうち高等裁判所裁判官3人、法務局局員3人、書記官5人。

参考人も裁判官・書記官・法務局局員など多数。そして審理が進むにつれて追訴され、被告／被疑者は更に増えていくだろう。

3. 民事裁判で司法犯罪疑獄を処理することは、不可能だと予測される。
4. 被告／被疑者のうち、312号裁判官には国家弁護人（法務局局員）が7人いたが、5人辞めて、3人は被告／被疑者になっている。これでは、312号裁判官はもとより、だれにも弁護人の担い手がないだろう。実際には付くだろうが、弁護をする気はないだろう。

6. 警察が告訴状を受理しなかった時の仮定民訴（4枚）と起訴状（模倣：2枚）

次のページから

# 訴状

裁判所の受取印

事件名 誘導尋問事件

高松簡易裁判所 御中

平成 年 月 日 ( ) 全 ページ

添付 証拠説明書と証拠(甲1～ 号証)

原告

氏名 池田健一 印

住所 〒761-8042

香川県 高松市 御厩町 1425番地

電話 087-886-0950

被告 国

上記代表者 法務大臣 \*\*\*\*

住所 〒100-8977

東京都 千代田区 霞が関 1-1-1

電話 03-3580-4111

## 第1. 事件の概要

高松地方裁判所平成21年（ワ）第312号「仕事を放り出したことによる損害賠償および慰謝料請求事件」を担当した、高松地方裁判所民事部の裁判官、312号裁判官を「問題裁判官」と表す。

1. 問題裁判官は、該当事件における本人尋問と証人尋問において、誘導尋問をした。
  2. 誘導尋問の方法は、存在しない【平田介在説】を、事前に捏造して用意して、問題裁判官が尋問中にいきなり発言して、その発言を繰り返して、自身の発言を結論にするという典型さで、これでは誘導尋問というよりも尋問そのものの偽造である。
  3. その誘導尋問によって調書に虚偽を記述して、有印公文書の偽造あるいは変造をした。「偽造あるいは変造」は長いので「偽造調書」「調書偽造」「調書改竄」など表記が混ざるが、本訴上は問題ない。
  4. 偽造調書を証拠とする手口で、更に証拠を捏造して、判決状を偽造した。
  5. そうやって、裁判そのものの偽造をした。
  6. 判決状に仮執行を付けて、国家権力を不法に個人に与えた。
  7. 以上、裁判官でありながら、法廷で法律を破り続けた。
- A) それらが発覚して、調書改竄事件として民事提訴されたが、裁判官らしく罪を認めなかった。
- B) 警察に伝わっていることを知っていて、また、原告から何度も和解の申出があったにも関わらず逃げ、その方法は、裁判官でありながら、法廷で法律を悪用するという、司法制度を悪用し尽くす手口である。
- C) 徳島地方裁判所では、そこの裁判官1人、書記官1人、法務局局員3人と共謀して、司法を担う者が合計6人で民事訴訟法を破り、決められた期日を消して、管轄権を奪うことを、計画して実行した。

D) そして管轄権を奪った先の、東京地方裁判所で、

- ① 調書改竄事件の提訴から半年もの間、問題裁判官は答弁書を出さない。
- ② 東京地方裁判所での第1回期日の直前になっても、答弁書を出さない。
- ③ 「答弁書を出さないと、問題裁判官は自動的に敗訴になる。警察に自首するのか？」と原告が思って出廷せず、そうして原告不在にさせて問題裁判官が勝訴する策謀をしていた。

I. 調書改竄事件が提訴された徳島地方裁判所は、原告所在地からは遠方。

II. 郵送では、タイムラグも発生すれば、郵送料の負担も大きくなるので、徳島地方裁判所の時点からFAX送達が始まっていた。

III. それにも関わらず、更に遠方の東京地方裁判所で、わざわざ郵送料を被告負担にして、答弁書の送達を遅らせて、原告が「被告は答弁書を出さない」と錯誤して欠席させる、無審理即日結審を策謀していた。

IV. その無審理即日結審による裁判の破壊は、第1回期日のわずか2開廷日前に発覚した。

A) 類似手口は、高松高等裁判所で行われた隠蔽でも使われていて、調書改竄が発覚した312号事件の控訴審である高松高等裁判所では、その被控訴人が控訴答弁書を直前まで提出せず、高松高等裁判所はどうするのかと黙っていたら、高松高等裁判所ぐるみで調書などの記録をすべて偽造して、隠蔽を実行した。

B) 地方裁判所の犯罪を、高等裁判所が隠蔽して、裁判の三審制を、裁判所と裁判官などが徹底的に破壊した。

C) 高松高等裁判所での隠蔽には、判明している司法関係者だけで、裁判官3人、書記官3人、弁護士1人の7人もが共謀しており、組織と計画による集団司法犯罪は、先の通りに、徳島地方裁判所でも既に実行されている。

## 第2. 陳述

- 問題裁判官がしたことは、高松地方裁判所／徳島地方裁判所／東京地方裁判所／東京高等裁判所、4つの裁判所での不法行為である。
- 高松高等裁判所に対しても、なんらかの共謀（共同正犯）が疑われる。

平成 年検第 号

# 起 訴 状

平成 年 月 日

\* \* 地 方 裁 判 所 殿

\* \* 地 方 検 察 庁

検 察 官 検 事 \* \* \* \* \*

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 \* \* \* \*

住居 \* \* \* \*

職業 裁判官

拘留中

3 1 2 号裁判官

昭和 \* \* 年 \* \* 月 \* \* 日生

## 公 訴 事 実

被告人は

- 第 1 裁判官でありながら、高松地方裁判所の法廷内で
- 第 2 尋問の前に【平田介在説】を捏造して準備し
- 第 3 本人尋問および証人喚問で【平田介在説】を使った誘導尋問を実行し
- 第 4 3 1 2 号事件の、原告と被告の当事者双方を偽証させることを実行し
- 第 5 そして上記手口によって、本人調書と証人調書を偽造し
- 第 6 そしてそれを判決状の作成に使って、判決状を偽造し
- 第 7 判決に仮執行を付けて、国家権力を不当に個人に与えたものである。

## 罪名及び罰条

第1	司法犯罪	日本国憲法以下、すべての法律違反に相当 内乱罪に相当
	憲法違反	人権侵害
	国家公務員法違反	
	民事訴訟規則違反	
	民事訴訟法違反	
	裁判所法違反	
第2	証拠捏造	刑法第
第3	誘導尋問	判例違反：東京高等裁判所第***号 民事訴訟規則第115条 ②二 誘導尋問
第4	偽証 冤罪	刑法第169条【偽証】
第5	有印公文書偽造罪	刑法第155条【公文書偽造等】 刑法第156条【虚偽公文書作成等】
第6	有印公文書偽造罪・同行使罪	刑法第158条【偽造公文書行使等】
第7	司法犯罪	第1と同じ

追起訴 312号裁判官：徳島地方裁判所、東京地方裁判所、東京高等裁判所  
起訴状 徳島地方裁判所  
起訴状 高松高等裁判所  
起訴状 312号被告合議体  
起訴状 最高裁判所：責任問題と、地方裁判所と高等裁判所の犯罪を既知疑惑  
起訴状 東京地方裁判所（警視庁への任意に応じることで、おとがめなし）  
起訴状 東京高等裁判所：責任問題

告訴状（4）逮捕  
以上